

「新潟県総合型地域スポーツクラブの指針」の概要

新潟県県民生活・環境部
県民スポーツ課
平成27年5月7日

1 趣旨（第1章）

(1) 背景

- ① 総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）について、法令等で明確な定義や位置づけが示されておらず、行政と関わりがない多種多様な形態のスポーツクラブが設立されているため、県として全ての総合型クラブを把握することが困難である。
- ② 県が把握している総合型クラブの中に、財源・人材不足、会員数の減少、認知度の低迷など、運営に苦慮している総合型クラブがある。

(2) 対応策とねらい

① 新潟県総合型クラブの指針の策定

県のスポーツ振興に向けた協働パートナーであり、かつ県として育成・支援していく総合型クラブ（以下「新潟県総合型クラブ」という。）を明確し、地域における、総合型クラブに対する認識の共有と理解向上を図る。

② 自己診断シート及びクラブ概要の作成・活用

各クラブの運営状況・課題を把握し、支援施策の立案のための基礎資料として活用することで、適切な支援を行う体制を構築する。

2 新潟県総合型クラブの指針について（第2章）

(1) 明朗なクラブ運営

規約・会則・定款等に基づいたクラブ運営を行っている。

(2) 地域に開かれたクラブ

地域住民に対して、クラブの活動内容の広報や会員の募集を年間を通じて常時行っている。

(3) 多種目・多世代・多志向・定期的

多世代・多志向の人を対象に、複数種目のスポーツプログラム・イベントを定期的に実施している。

(4) 受益者負担

会員から会費を徴収している。又は、参加者から参加費を徴収している。

(5) 指導者の確保

各種事業を実施するための指導者を確保している。

(6) 活動拠点の確保

定期的に活動する場所を確保している。

(7) 地域住民の主体的な運営

地域の公益を目的とし、かつ地域住民の意見がクラブの運営に反映される仕組みがある。

3 新潟県総合型クラブの手続き等について（第3章）

(1) 新潟県総合型クラブの申出について

自己診断シートにより新潟県総合型クラブの指針に合致していることを確認し、クラブ概要を作成の上、所定の様式により新潟県広域スポーツセンターに申出を行うことで、新潟県総合型クラブとなる。

(2) 新潟県総合型クラブの公表について

新潟県総合型クラブの申出を行ったクラブについては、新潟県広域スポーツセンターのホームページで、クラブ名、事務所所在地・連絡先、設立年月日を公開する。

4 新潟県総合型クラブへの支援等について（第4章）

(1) 新潟県総合型クラブのメリット

運営の安定化に向けた助言・指導や新潟県総合型地域スポーツクラブ育成事業の対象となる。

(2) 新潟県総合型クラブの責務

県が実施する事業・調査等に協力する。

(3) 新潟県総合型クラブの創設等に向けた支援

新潟県総合型クラブの創設に向け、相談を受け付ける窓口を設置し、助言を行う。

5 その他

当該指針の運営は新潟県広域スポーツセンターが行う。

【新潟県広域スポーツセンター事務局】

公益財団法人新潟県体育協会（新潟市中央区清五郎67番地12）

連絡先：025-287-8600